

大伴旅人「未巡奏上歌」試考

北谷 幸 册

一

大伴旅人は、神龜五年（七二八）春、大宰帥として筑紫に赴任している。大宰府での旅人には、赴任間もなくの愛妻大伴郎女との死別、山上憶良との出会い、みずからの病氣などの事があつた。筑紫に留まること三年、天平二年（七三〇）冬に大納言となつて帰京し、翌天平三年七月二十五日に六十七歳で薨じている。萬葉集中の作歌は七十余首、『懷風藻』に漢詩一編がある。大宰府在任時代の短歌が大部分を占めている旅人の歌のなかに、「中納言大伴卿奉勅作歌」との題詞を付す、次の吉野行幸の歌がある。

暮春之月、幸三芳野離宮時、中納言大伴卿奉勅作歌一首并短歌未巡奏上歌

み吉野の 吉野の宮は 山からし 貴くあらし 川からし 清けくあらし 天地と 長く久しく 万代に 変はらずあらむ 行幸の宮

反歌

昔見し象の小川を今見ればいよよ清けくなりけるかも

（歌の表記は、小学館古典全集『萬葉集』に従ふこととする。）

（卷三一三二六）

（卷三一三二五）

右の長歌及び反歌の作歌時期については、題詞に「暮春之月」とあるのみで、作歌の年次は記されていない。「暮春」は文字通り、春の暮れ・晩春の意で、陰曆三月の異称でもある。旅人が中納言になったのは養老二年（七一八）三月十日、天平二年（七三〇）十月に大納言に昇任している。神龜五年（七二八）には大宰府に向っている旅人が、中納言として在京していた間の吉野への行幸を『続日本紀』によって確かめると、

元正天皇 養老七年（七二三）五月九日（十三日還幸）

聖武天皇 神龜元年（七二四）三月一日（五日還幸）

がある。ほかに萬葉集には「神龜二年五月の吉野離宮行幸の作」（巻六一九二〇～九二二・笠金村）があるが、この年の行幸は『続日本紀』にはみえていない。題詞の「暮春之月」との表記から、神龜元年三月の聖武天皇行幸が題詞に記す行幸であろうとする従来からの説に従うべきものと思われる。この年の二月に即位された聖武天皇は二十四歳、旅人は六十歳であった。歌は、「奉勅作歌」とあるから、この時に詔勅を受けての作歌である。

小稿では、これらの歌を再読し、「未逕奏上歌」とある題詞の細注について述べることにする。

二

まず、旅人の残す唯一の長歌である三一五番歌は、「み吉野の 吉野の宮は」と歌い出されている。持統朝の柿本人麻呂や、この作とほぼ同時代に作歌している笠金村・山部赤人等の吉野讚歌を読む目には唐突に感じられるこの表現は、集中他に例をみない。殊に、人麻呂の吉野讚歌（一一三六長歌・三八長歌）・赤人の吉野讚歌（六一九二三長歌・九二六長歌・一〇〇五長歌）のいずれもが「やすみしし 我が（こ）大君」との天皇讚美をもって歌い起こされているに照らしてみれば、吉野讚歌（宮廷讚歌）として異質でさえある。ならば、旅人には同語句の使用が全くみら

れないかと言えば、大宰府での一首に、

やすみしし我が大君の食す^ま国は大和もここも同じとそ思ふ

(巻六一九五六)

との儀礼的な作歌があり、ひととおりの天皇讃仰を表現している。わけても大伴氏は、代々「武」をもって朝廷に奉仕する名門の家柄であった。「み吉野」の語が天武天皇御製歌にも「み吉野の 耳我の嶺に 時なくそ 雪は降りける 間なくそ 雨は降りける……」(一一二五)とあることを指摘する『萬葉集注釋』は、続けて三一五番歌に「み吉野の 吉野の宮」とあるについて、「同語をくりかへした枕詞風な云ひ方で、古今集以後になると『み吉野のよし野の山に』とか『み吉野のよし野の滝に』とかよく用ゐられてゐる」と説くが、こうした詠み振りに旅人の作歌姿勢の一端を見ることができよう。この作の一年前、養老七年(七二三)五月元正天皇吉野行幸に従駕している笠金村の作には「……み吉野の 秋津の宮は 神からか 貴くあるらむ 国からか 見が欲しからむ 山川を 清みさやけみ……」(六一九〇七)とある。

「山」と「川」とを順にあげて「川からし 清けくあらし」と歌う初めから六句目まで、吉野の宮が「貴く・清けく」あるのは山・川の崇高さの然らしめるところに依るとの宮讃めをしている。山・川の讃美は『論語』(雍也篇)に「知者樂水、仁者樂山」とあるに基づき(旺文社文庫、新潮社古典集成、ほか)、「天地と 長く久しく」も基づくところ漢詩文による表現(小学館古典全集は、梁王僧儒の『礼物唱道發願文』に「与^三天地^二而長久」とあるをあげている)。「万代に 変はらずあらむ」は、聖武天皇即位(七二四年二月)の宣命の一節に「万代爾不改常典」とあり、「この宣命のこの部分が、旅人作の典故だったのではないか」(清水克彦氏^②)という。清水克彦氏は続けて、旅人は歌詞の字面を聖武天皇の宣命に求めただけではなく、宣命の字句を踏まえることによって「その宣命を発した天皇にたいする随順と、讚美の心を表明したことになるはしれないかと思ふ^③」と説いておられる。清水氏論文が説く通

り、三二五番歌は、発せられてまだ間もない宣命の趣旨を強く意識しての作歌であろう。長歌の最後を旅人は「万代に 変はらずあらむ 行幸の宮」と、「吉野の宮」の語を「行幸の宮」と呼び替えて反復することによって祝意を強め、この全十一句から成る漢籍や宣命を踏まえての吉野離宮讚歌を締め括っている。

続く反歌(三二六番歌)について。「象の小川」は、吉野山中から喜佐谷を流れ下り、離宮の地宮瀧で吉野川に注ぐ小川。「今見ればいよ清けくなりけるかも」は、「昔見し」に対応させての讚美表現。「昔」と「今」とを對比させている土地讀めの歌には、藤原宇合が難波の都を詠む「昔こそ難波田舎と言はれけめ今都引き都びにけり」(三一三二)もある。「昔見し象の小川」の語から、旅人が以前に何回か吉野に行っている事がわかる。吉野への行幸と言えば在位中実に三十一回を数える持統天皇の行幸が想起されるが、ここに旅人の言う「昔」が『萬葉集注釋』等の推定する持統称制三年(六八九)の行幸從駕のことであったとすれば当時旅人は二十五歳、三二五・三二六番歌作歌の神龜元年からは三十五年前ということになる。青年旅人には吉野の山河、とりわけ「象の小川」の印象が強かったらしく、後に、

吾が命も常にあらぬか昔見し象の小川を行きて見むため

(卷三十三三二)

と、「象の小川」に思いを馳せている。ところが、この三三二番歌もそうであるが、「象の小川」を詠んでいながら、川そのものの具体的な描写には至っていない。「吉野の川」を人麻呂は「常滑の絶ゆることな」き川(一一三七)、と歌い金村は「清き河内の激つ白波」(六一九〇八)を歌う。旅人の歌風の一面ではあろうが、歌としては平淡に過ぎよう。

ことに三二六番歌に「昔見し」とあるについては、私にひとつの疑念を抱かせる。「昔見し」の語は右にあげた三三二番歌にもあり、これは大宰府での作歌と思われるが、これが間違いない大宰府での作ならば神龜元年の聖武行幸

からは四、五年経っているに過ぎない。旅人が従駕しているとすればわずか四、五年前に見た「象の小川」を「昔見し」と歌うのはいかにも不自然である。更につきつめて考えれば、反歌との一体感に乏しい儀礼的な長歌（三一五）も、聖武天皇行幸に従駕しての作であったとは言い切れない。旅人は、聖武天皇即位の年に詔に応えるべく作歌を成したけれども、この年の、この行幸に供奉などしてはいないのかも知れない。

三

ともあれ、題詞の末尾に付されている「未逕奏上歌」との五文字の脚注は、検討すべき問題を含んでいる。先行の注釈書の多くはこの作が奏上されなかったと説き、そう説きながらも、その具体的な理由にまでは説き及んでいない。ちなみに、管見に入った解説の主なもの掲げれば、次のようである。

ア 此の歌は旅人が用意して行つたのであるが、歌を奉れよといふ詔もなく奏上するに至らなかつたもの。

（吉澤義則『萬葉集総釋』二）

イ 詔に応じる為に豫め賀歌を作つてゐたのであるが、詔がなく、従つて献じなかつた意。

（窪田空穂『萬葉集評釋』）

ウ 仰で詠みはしたが観覧には供しなかつた歌との意。

（金子元臣『萬葉集評釋』）

エ 公表の機会のなかつた作。

（土屋文明『萬葉集私注』）

オ 奏上されることなく終つた歌。

（中西進氏『全歌注萬葉集』
原文付萬葉集）

カ 題詞は「仮定の事実」であり、「旅人は、実際には『勅を奉ずる』機会を持ちあわせなかつた。作は「制作の過程においては、預作（短歌）であると同時に追和（長歌）であり、結果的には興に乗つての追和的作品、すな

わち、文芸的作品として機能した」。

(伊藤博氏「未逕奏上歌」『国語国文』、『萬葉集の歌人と作品』下)

キ この歌が草稿であり、腹案であったことを示す。

(小学館古典全集『萬葉集』一〈頭注〉)

ク へ一つの推測として、――「未だ奏上を経ざる歌」とあるからには、奏上した歌があったかもしれない。奏上されたものは控えを失し、素稿もしくはより劣る(と旅人によって考えられた)方が手許に残り、それが現前のごとき登載を見るに至った。

(川口常孝氏「大伴旅人の吉野讚歌」『萬葉集を学ぶ』三)

ケ おそらくは天皇の意志によって吉野頌詩や讚歌の奏上が沙汰止みになり、奏上の機会が与えられなかった。

(村山出氏「大伴旅人の吉野讚歌」『人文研究』平成3・8)

諸説のなかには「歌を奉れ」との仰せがなかったと説くものもあるが、題詞に「勅を奉りて作る」とある以上「奉れ」との詔も当然あったであろうし、それに応じない訳にはいかなかったと思われる。また、この注記が長歌だけ、あるいは反歌だけの一方に係るものであろうとの見方もあるが、長・反歌を含めての注と考えるのが自然であろう。ところが、これらは「未逕奏上歌」であるという。

「未逕奏上」の「未」、つまり「未だ……逕ず」の「未」は、遠からぬ将来に奏上するという前提での「今はまだ」という状態、「逕」は、経過・行程などの意。二字を続けた「未逕」とは、結論・結果ではなく、時間的な経緯や状態の否定を意味しているのである。そして「未逕奏上」というのは、奏上するという前提のもとに使われた語で、いまはまだ奏上していない、との意である。例をもって示せば、集中同種の語が見出される一首に、

十一年己卯、天皇、高円野に遊獵する時に、小さき猷都里の中に泄走す。ここに適に勇士に値ひ、生きながらにして獲られぬ。即ちこの猷を以て御在所に献上るに副ふる歌一首猷の名は俗にむざさびといふ

大夫の高円山に迫めたれば里に下りけるむざさびそこれ

(卷六一〇二八)

右一首、大伴坂上郎女作之。但未_レ逕_レ奏而小猷死斃。因_レ此猷_レ歌停之。

がある。この作の左注は、天皇に奏上するまでに捕まえたムササビが死んでしまったので歌の献上を取りやめた、との事情を記している。ここにある「未逕奏」は、「まだ奏上せぬ内に」の意である。

さて、集中には「逕」を含まない「未奏」と、それに類似の「不奏」との表記がある。便宜上前掲の六一〇二八番歌を含めば、次の六例がそれである。

ア 二年春正月三日に、侍従・賢子・王臣等を召し、内裏の東の屋の垣下に侍はしめ、即ち玉箒を賜ひて肆宴_レしたまふ。ここに、内相藤原朝臣勅を奉じ宣りたまはく、「諸王卿等、堪に随ひ意の任に歌を作り并せて詩を賦せよ」とのりたまふ。よりて詔旨に応へ、各心緒を陳べ、歌を作り詩を賦す。未だ諸人の賦したる詩并せて作る歌を得ず。

(卷二十一四四九三)

初春の初子の今日の玉箒手に取るからに揺らく玉の緒

右一首、右中弁大伴宿禰家持作。但依_三大藏政_二、不堪_レ奏之。

イ 水鳥の鳴の羽色の青馬を今日見る人は限りなしといふ

(卷二十一四四九四)

右一首、為_三七日侍宴_二、右中弁大伴宿禰家持預作_三此歌。但依_三仁王会事_二、却以_三六日_二於_三内裏_二召_三諸王卿等_一

賜酒、肆宴給_レ祿。因_レ斯不_レ奏也。

ウ 前掲、卷六一〇二八。

エ 十一月八日に、左大臣橘朝臣の宅に在して肆宴したまふ歌

天地に足らはし照りて我が大君敷きませばかも楽しき小里

(卷十九―四二七二)

右一首、少納言大伴宿禰家持未奏。

オ 八月十三日に、内の南安殿に在して、肆宴したまふ歌

秋風の吹き扱き敷ける花の庭清き月夜に見れど飽かぬかも

(卷二十一―四四五三)

右一首、兵部少輔從五位上大伴宿禰家持未奏。

カ 六日に、内庭に仮に樹木を植ゑて林帷と作して、肆宴を為したまふ時の歌

うちなびく春とも著くうぐひすは植ゑ木の木間を鳴き渡らなむ

(卷二十一―四四九五)

右一首、右中弁大伴宿禰家持未奏。

これらはいずれも当面の旅人作よりは後のもので、六一―一〇二八を除くいずれもが「肆宴」の場での家持の作歌である。家持作のエ・オには「未奏」、ア・イ・カには「不奏(不堪奏)」との左注が付されている。

要するに、「未」は、何らかの結果に至るまでの時間的な否定を言う語であり、類似の語として用例をあげた「不奏」が結果・結論的な否定―全く奏上されなかったという結果―を示しているのと同じではない。「未逕奏」が結果として「不奏」となることもありうるわけである。ちなみに両者を図示してみれば、次のようになる。

(この間の否定
は「未」)

(この時点での否定
は「不」)

始

終

右の六首のすべては、題詞あるいは左注において作歌事情が記されているが、その内のア・イ・ウは左注に「未奏」・「不奏」の具体的な理由を示すもの、エ・オ・カの三首は理由の示されていないものである。また、右の内の五首は自分の作に、一首（六一〇二八）は事情を知る機会をもった叔母大伴坂上郎女の作に、おそらくは家持によって付けられたであろう左注が添えられている。

ここで再度三一五・三一六番歌に着目すれば、旅人のこの作には題詞に具体的に作歌の場が示されている訳ではなく、何らかの左注も付されてはいない。細注の「未逕奏上歌」との五文字は、旅人自身の書き込み（資料）であった。それを見つけた家持が、自作に付した注記に倣って付したものであろう。そして「未逕奏上歌」とあるのは、六一〇二八番歌を例としても確かめ得たように、まだ奏上されない状態にある歌、との意である。旅人は、詔に応えるべく作を成している。詔がありながら、奏上しなかったということはあり得まい。しかしながら、ともかく、まだ奏上しないままにあったのがこの作だ、というのである。とすれば、小学館古典全集本（頭注）や川口常孝氏も言うように、これらは草稿・腹案であり、出来上がった方は奏上された、と考えるべきであらう。奏上された応詔歌が、この作を骨子としたものか、全く別のものであったか、これをそのまま清書したものであったか、それは知る術がない。

おわりに

以上、私は細注の「未逕」という字面についての考察を試みてきた。再度言えば、旅人の長・反歌については、奉れとの詔勅がなかった訳でも、作を奏上しなかった訳でもない。「未逕奏上歌」とは、結果として奏上されなかった事を言うのではなく、奏上しない状態にあった歌、との意である。当面の旅人の作、ことに長歌については「幸遊に供奉する歌の普通の形式を追うたといふだけの凡作」（土田杏村⁷）とのマイナスの評価から、「抽象的な平語の連

続であるが、実によく一点の疵取なく、その叙述が井整としてゐる」(金子元臣⁽⁸⁾)との讚辞まで、評価はさまざまである。なお考えるべき点も多いが、それらは、今後の課題としたい。

注

- (1) 『続日本紀』元正天皇養老二年三月十日条に「正三位長屋王・安倍朝臣宿奈麻呂を以て並に大納言と為し、從三位多治比真人池守・從四位上巨勢朝臣祖父・大伴宿禰旅人を並に中納言と為す」とある。大納言昇任の記事は『続日本紀』には見えない。萬葉集に「天平二年庚午冬十一月、大宰帥大伴卿被任大納言上_レ京」(一七一—三八九〇題詞)とあり、『公卿補任』には「天平二年十月一日任大納言」とある。
- (2) 「旅人の宮廷儀礼歌」(『萬葉』昭和35・10、『萬葉論集』に所収)。
- (3) 注(2)に同じ。
- (4) この事については、別稿において考察する。
- (5) 『萬葉集攷證』(岸本由豆流)に「この五字は、後人ゆくりなく、かくしるさんやうもなければ、もとよりこの歌にかくしるしありしを、そのままにこの集に載つるにもあるべし」とある。
- (6) 「大伴旅人の吉野讚歌」(『萬葉集を学ぶ』第三集)。
- (7) 「大伴旅人」(春陽堂『萬葉集講座』第一卷)。
- (8) 『萬葉集評釋』第二冊。

〔付記〕 本稿は、平成三年度相愛女子短期大学個別研究助成による研究の一部です。